

家庭ごみの分別ルール

簡易版

詳しくは「ごみ分別辞典」もご覧ください。



燃やせるごみ

有料
青色の指定袋

毎週 曜日



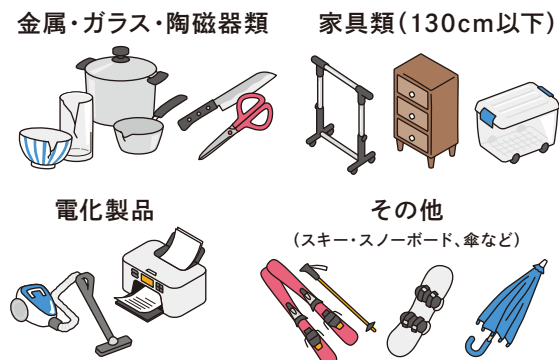
古着
リサイクル

穴や汚れがなく、まだ着られる衣類や毛布、タオルなど（要洗濯）を市役所10番窓口で無料回収しています。

燃やせないごみ

有料
緑色の指定袋

第 曜日



割れ物や刃物などは紙などに包んで袋に「危険」と書いてください。
130cmを超える家具は粗大ごみです。

生ごみ

有料
黄色の指定袋

毎週 曜日



生ごみはネットやポリ袋に入れないで指定袋に直接入れてください。
しっかり水切りをして袋に入れてください。
骨や貝殻は直径5cmまで！

資源ごみ

無料
透明・半透明の袋

毎週 曜日



第1・3 曜日



第2・4 曜日

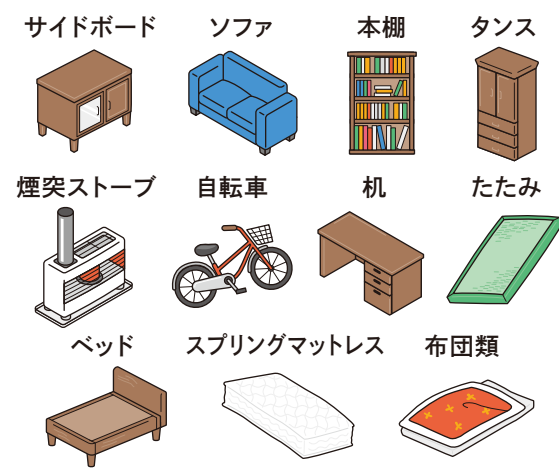


中身は出して汚れを水ですすいでください。
資源ごみの種類ごとに袋を分けて、ダンボールや発泡スチロールはひもで縛ってください。

粗大ごみ

有料
粗大ごみ処理券

事前申込制



収集日は3～11月までの1日と15日(3・8・11月は1回)で、事前に申込みが必要です。収集日の2日前(平日)の午後5時までに、電話やオンライン申請で生活環境課までお申込みください。

TEL 0126-62-3145

オンライン
申請



危険ごみ

無料
透明・半透明の袋

燃やせないごみの日



使い切り、ガス抜きをしてください。(穴あけ不要)

市役所や消防署でも回収しています。

スプレー缶とライターは別々の袋で出してください。

乾電池・電球・蛍光灯

無料
透明・半透明の袋

燃やせるごみの日・燃やせないごみの日



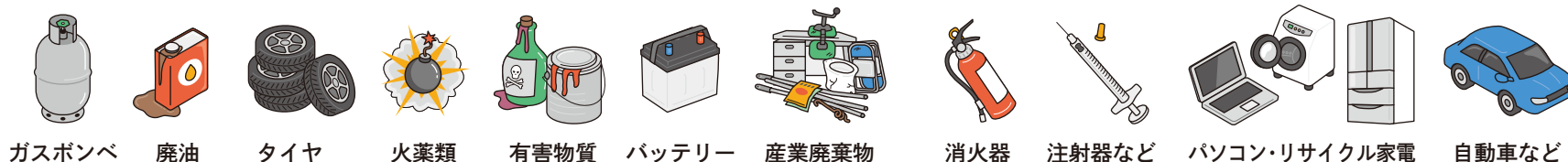
量が多い時は燃やせないごみの日に出してください。

乾電池、電球、蛍光灯は別々の袋で出してください。



市で収集しないごみ

各販売店や専門処理業者等へ処理を依頼してください。



有料ごみについて

指定袋や処理券は、市内のドラッグストア、コンビニエンスストア、スーパーなどで販売しています。



指定ごみ袋 (1組10枚入)

燃やせるごみ(青)		燃やせないごみ(緑)		
5L	10L	20L	30L	40L
100円	200円	400円	600円	800円

生ごみ(黄)		
3L	6L	12L
60円	120円	240円

ごみ処理券 (1枚)



燃やせるごみ(赤) 枝木(剪定枝)専用	燃やせないごみ(緑) 130cm以内のごみ用
80円	80円

粗大ごみ(青) 130cmを超えるごみ用	処理券は袋やダンボールではなく、ごみに直接貼ってください。
310円	

※ごみの中にごみを入れることはできません(衣装ケースや大型のバケツ、ペール缶などに他のごみを入れるなど)。

ボランティア活動で集めたごみ

町内清掃などで集めたごみは、無料で回収します。市で配布する公共ごみ用のシールが必要となりますので、事前に生活環境課へ申請してください。



ごみの自己搬入

各処理場へ分別して搬入してください。(指定袋や処理券は不要)
営業時間: 月曜日～土曜日(年末年始を除く)の8時45分～17時

エコの丘びばい
茶志内町1区
0126-66-3663

101円
/10 kg

燃やせるごみ、燃やせないごみ、生ごみ、粗大ごみ、危険ごみ、乾電池・電球・蛍光灯

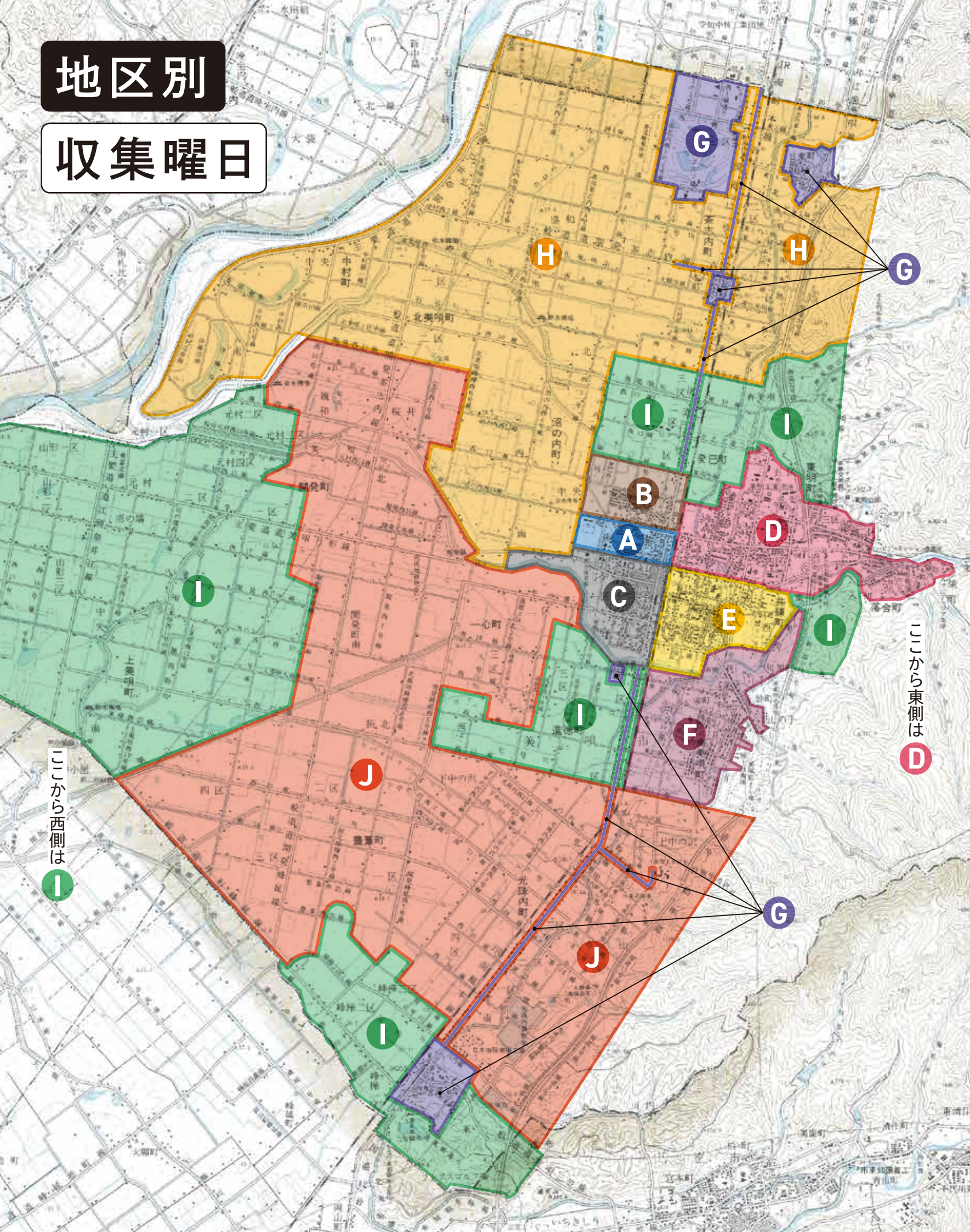
美唄市
リサイクルセンター
南美唄町東町

無料

資源ごみ(プラスチック製容器包装、紙パック、ダンボール、缶、ペットボトル、びん)

地区別

収集曜日



朝8時
までに出す!

＼ ごみは指定の曜日出すようにしましょう! ／

地区別	生ごみ	燃やせるごみ	燃やせないごみ	資源ごみ		
				プラスチック容器包装	紙パック・ダンボール・缶・ペットボトル	びん
	毎週	毎週	第2・4	毎週	第1・3	第2・4
A	JR函館本線から西側条丁目 北1～4丁目(昭和通り沿いを除く)	月・木	月	水	金	金
B	JR函館本線から西側条丁目 北5～9丁目	月・木	月	水	火	火
C	JR函館本線から西側条丁目 昭和通り両側から南7丁目まで	月・木	月	土	金	金
D	JR函館本線から東側条丁目 北1～11丁目(旭通り沿いを除く)、 東明、落合、盤の沢、我路	火・金	火	月	水	水
E	JR函館本線から東側条丁目 旭通り両側から南1～7丁目、共練町	火・金	金	木	土	土
F	南美唄町、進徳東、新橋団地	水・土	水	火	木	木
G	癸巳町～茶志内町の国道沿い及び一部の地区、 進徳町～峰延町の国道沿い及び一部の地区、 空知団地、日東町	水・土	土	金	火	火
農村地区		毎週	毎週	月1回	毎週	第1・3 第2・4
H	中村町、北美唄町、 茶志内町、沼の内町	水・土	木	第2土		
I	峰延町、上美唄町、西美唄町、 共練町、進徳町、癸巳町、東明町	月・木	木	第3土	月	月
J	開発町、一心町、 光珠内町、豊葦町	火・金	木	第4土		

※第1とはその月の1回目(1日～7日)、第2とは2回目(8日～14日)、
第3とは3回目(15日～21日)、第4とは4回目(22日～28日)、
第5とは5回目(29日～31日)にくる曜日のことをいいます。

※毎週行っている生ごみ・燃やせるごみ・容器包装プラスチック
ごみについては第5も収集をしています。また、日曜日以外の
祝日も収集をしています(年末年始を除く)。

(例) 令和8年6月の場合

日	月	火	水	木	金	土	
1	2	3	4	5	6		第1
7	8	9	10	11	12	13	第2
14	15	16	17	18	19	20	第3
21	22	23	24	25	26	27	第4
28	29	30	31				第5